

過疎法の延長及び今後の見直しについて



平成24年6月26日

総務省地域力創造グループ

過疎対策室

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の概要

1 経緯

過疎法については、東日本大震災の発生による過疎対策事業の遅延が想定されることから、各地域から法の期限延長を求める強い要望。議員立法による法案の国会提出に向けて、各会派間で協議・調整が行われた結果、以下を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、委員長提案の議員立法として今国会に提出。

⇒ 衆議院は6月8日、参議院は6月20日にいずれも全会一致で可決。
6月27日に公布、同日施行予定。

2 法律案の概要

東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑み、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限を延長する。

1 有効期限の延長

現行の過疎地域自立促進特別措置法の有効期限[平成28年3月31日まで]について、5年間の延長を行い、平成33年3月31日とすること。(附則第3条関係)

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。(改正法附則第1項関係)

3 関係法律の改正等

関係法律の改正その他所要の規定の整備を行うこと。

過疎地域自立促進特別措置法の改正に係る決議等について

1 衆議院総務委員会（平成22年3月2日）

過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件（抄）

過疎対策の推進に当たっては、過疎地域が有するこれらの公益的機能について、過疎地域以外の都市部等の住民を含む国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を国民全体の課題と捉え、実効性ある対策を切れ目なく講じていく必要がある。

こうした現状認識にかんがみ、今般、本委員会は過疎地域自立促進特別措置法の失効期限について六年間の延長を行うとともに、平成十七年の国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加するほか、いわゆるソフト事業に対する支援措置の拡充を図ること等を内容とする過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案を提出することとした。

以上を踏まえ、政府は、過疎対策の推進に当たって次の事項の実現を図り、過疎地域の自立促進に万全を期すべきである。

一 過疎地域を中心に集落の高齢化が進行するとともに、集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落が増加し、これらの集落において、相互扶助機能の低下、身近な生活交通の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの課題が深刻化していることを踏まえ、集落の現状と課題を十分に把握しながら、各集落の実態に即して、住民の安全・安心な暮らしを確保する事業の実施や、集落を支援する人材の育成・確保など、きめ細かな集落の維持及び活性化対策がこれまで以上に積極的に講じられるようにすること。

二～五 略

六 過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後三年を目途として、その検討結果や平成二十二年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。 右決議する。

2 参議院総務委員会（平成22年3月9日）

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

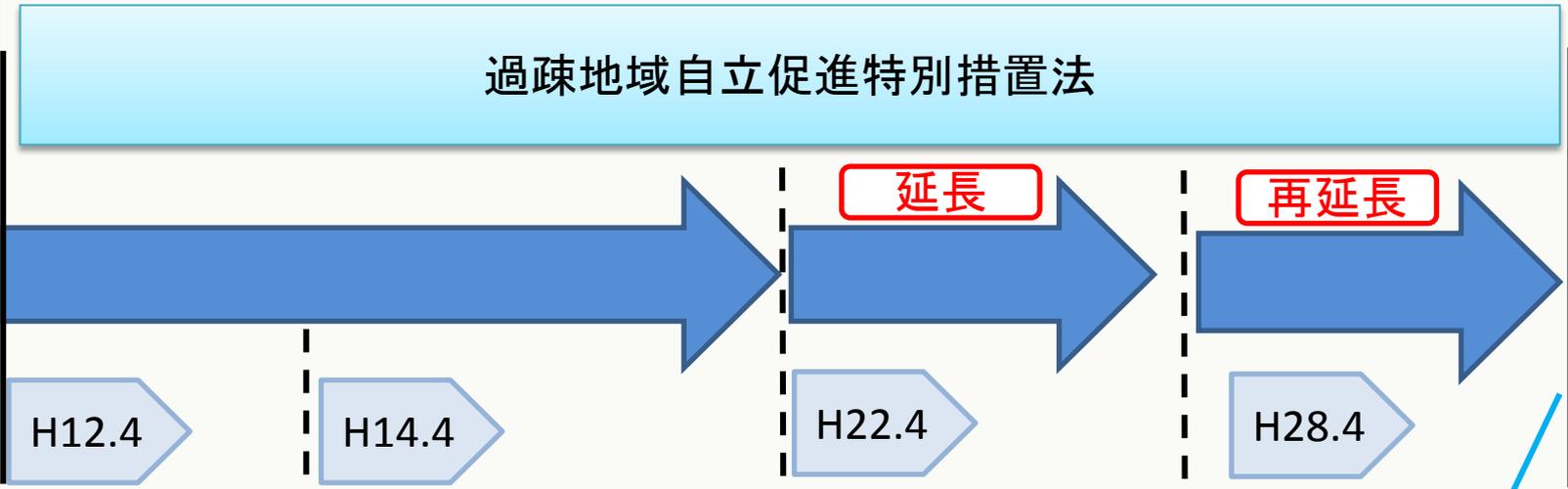
政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一～四 略

五、過疎地域の厳しい現状を十分に踏まえ、実効性ある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後三年を目途として、その検討結果や平成二十二年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずること。 右決議する。

過疎地域
活性化
特別措置法

過疎地域自立促進特別措置法



新法

+42団体
△101団体

7
国調反映

追加公示

+40団体

12
国調反映

追加公示

+58団体

17
国調反映

22
国調？

27
国調？

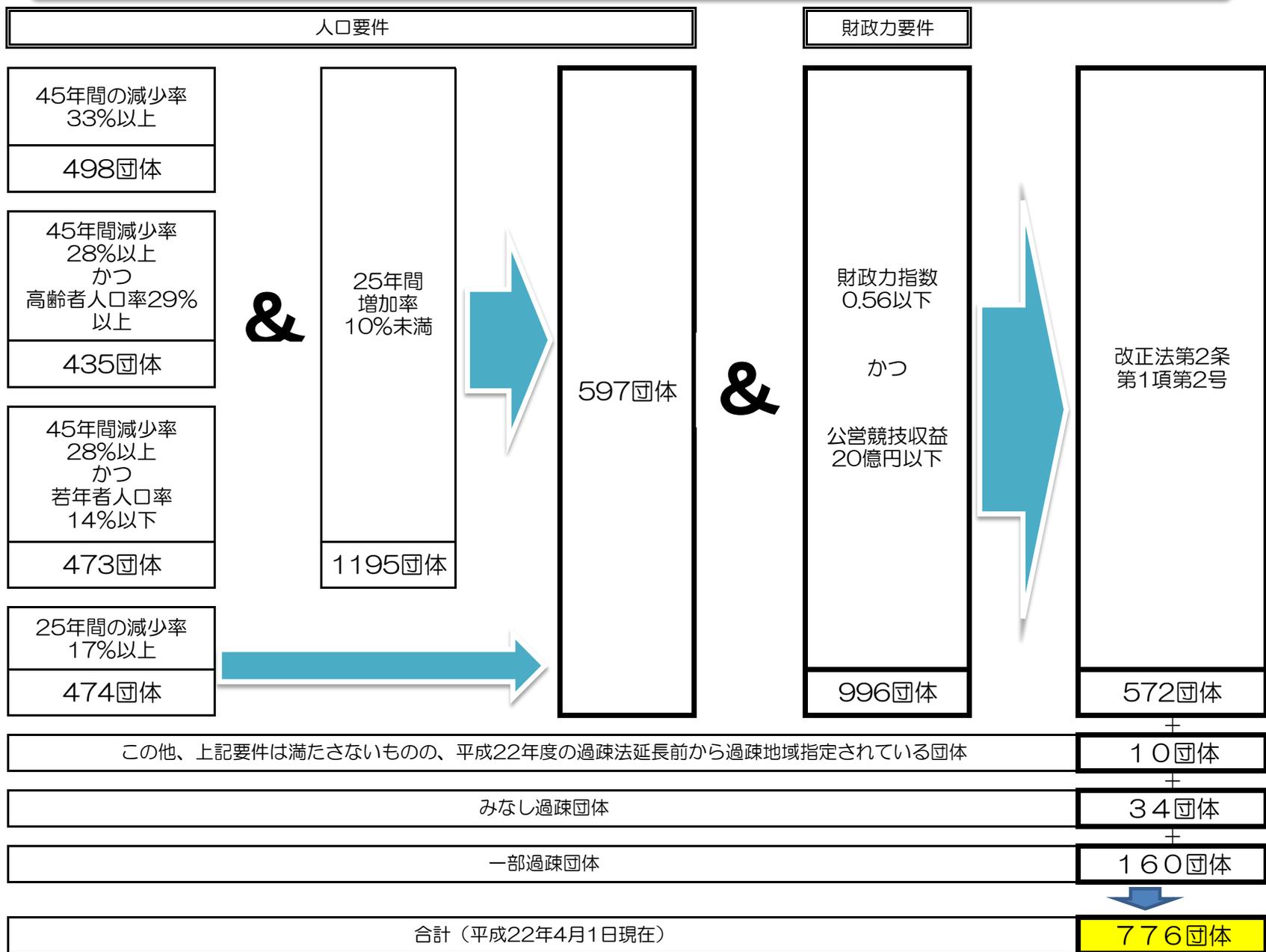
過疎4法の過疎地域指定に係る人口要件について

法律名	過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年 4月24日法律第31号)	過疎地域振興特別措置法 (昭和55年 3月31日法律第19号)	過疎地域活性化特別措置法 (平成 2年 3月31日法律第15号)	過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年 3月31日法律第15号)	
期 間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成 2年度～平成11年度	平成12年度～平成32年度 (※11年間延長)	
過疎地域 の人口要件	人口要件 昭和35年～昭和40年 (5年間) 人口減少率 10%以上	人口要件 昭和35年～昭和50年 (15年間) 人口減少率 20%以上	人口要件 (以下のいずれか) ①昭和35年～昭和60年 (25年間) 人口減少率 25%以上 ②昭和35年～昭和60年 (25年間) 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年の <u>高齢者 (65歳以上)</u> <u>比率</u> 16%以上 ③昭和35年～昭和60年 (25年間) 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年 <u>若年者 (15歳以上30歳</u> <u>未満) 比率</u> 16%以下	人口要件 (以下のいずれか) <u><H12. 4. 1～H22. 3. 31></u> ①昭和35年～平成7年 (35年間) 人口減少率 30%以上 ②昭和35年～平成7年 (35年間) 人口減少率 25%以上 かつ 平成7年高齢者比率 24%以上 ③昭和35年～平成7年 (35年間) 人口減少率 25%以上 かつ 平成7年若年者比率 15%以下 ④昭和45年～平成7年 (25年間) 人口減少率 19%以上 (①～③は昭和45年から25年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。)	<u><H22. 4. 1～> (※新たに追加)</u> ①昭和35年～平成17年 (45年間) 人口減少率 33%以上 ②昭和35年～平成17年 (45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成17年高齢者比率 29%以上 ③昭和35年～平成17年 (45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成17年若年者比率 14%以下 ④昭和55年～平成17年 (25年間) 人口減少率 17%以上 (①～③は昭和55年から25年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。)
	人口要件 設定の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> 通常の人口減少を越え、地域社会の基盤を揺るがしているものと考え、年平均2%、5年間10%以上が常識的な線。 なお、知事会要望は7.5%以上であった模様。 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎化現象が顕著となり始めた時点である昭和35年(国調)を起点とし、全国的にみて人口減少が収束に向かったと思われる最近の国政調査時点である昭和50年までの15年間をとったもの。 要件値の20%については、昭和35年から昭和50年までの15年間における人口減少団体の平均人口減少率(18.2%)等を参酌。 	<ul style="list-style-type: none"> 過疎としての人口減少が始まったのが昭和35年頃からであることから昭和35年の人口と最新の国勢調査である昭和60年の人口を比較。 最近の過疎問題の一つに、人口の著しい減少のみならず、人口減少が引き続いた結果として、高齢者が多く、若年者が少ないという状態があり、これを反映させるため人口関係の要件の一部に追加。 各々の数値の根拠は人口減少市町村の平均値等を勘案。 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和35年は、過疎化現象が顕著となり始めた時点として過疎問題の原点となる年次であること。 人口減少自体はそれほど大きくない場合にあっても、昭和35年当時の人口減少と、爾来長く引き続く人口減少の結果として生じた“年齢構成の偏り”として過疎問題を捉えることにより、「過疎地域」を的確に定義できると考えられたこと。 新たに加えられた25年間の要件については、最近の人口動向を反映する趣旨であり、一定程度の期間において傾向的に人口減少していることを要件とする必要があったため。具体的な期間(25年間)については、活性化法の要件期間を採用。 各々の数値の根拠は人口減少市町村の平均値等を勘案。
公示 市町村数	当初(S45.5.1) : 776 最終 : 1,093	当初(S55.4.1) : 1,119 最終 : 1,157	当初(H2.4.1) : 1,143 最終 : 1,230	当初(H12.4.1) : 1,171 追加(H14.4.1) : 1,210 法延長前(H22.3.31) : 718	法延長当初(H22.4.1) : 776

これまでの各過疎対策法の背景・考え方

法律名	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域振興特別措置法	過疎地域活性化特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法(延長法)
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成21年度	平成22年度～
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・新規学卒者を中心とした急激な都市への人口吸収。 ・897市町村で10%以上、117市町村で20%以上、36村で30%以上減少。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の就業機会や医療の確保。 ・若年層を中心とした人口流出による高齢化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次オイルショックを克服した新たな東京一極集中。 ・高齢化、産業面、公共施設整備面での遅れ等の「新たな過疎問題」の発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然減が重みを増し、高齢化の進行、引き続き若年者の流出。 ・農林水産業の著しい停滞。 ・集落存続危機 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の場の不足。 ・身近な生活交通の確保。 ・医師不足。 ・伝統文化の喪失。集落の消滅。
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の対策。 ・生活環境におけるナショナルミニマムの確保。 ・開発可能な地域に産業基盤等を整備。 ・人口の過度の減少、地域社会の崩壊、市町村財政の破綻防止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去における人口減少に起因した地域社会の機能低下、生活水準、生活機能の改善。 ・総合的かつ計画的の振興施策による住民福祉の向上、雇用の増大及び格差の是正。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「振興を図る」から「活性化を図る」へ。 ・地域の個性を活かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視。 ・ハードもみならず、ソフトも含む総合的な地域の発展を重視。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「活性化」から「自立促進」 ・全国的視野に立った過疎地域の新しい価値、公益的機能。 ・個性を発揮して自立できる地域社会。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎問題の解決を国民全体に係る重要課題ととらえた、切れ目のない対策。
主な措置		<ul style="list-style-type: none"> ・地場産業振興施設、観光レクリエーション施設を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・代行制度拡充(下水道) ・高齢者生活福祉センター等を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉向上、地域文化振興施設を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎債にソフト事業を追加 ・自然エネルギー利用施設を追加
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村道改良率9%→22.7%、舗装率2.7%→30.6% ・集会施設整備80% ・昭和50年度における人口減少は鈍化 ・法の目的を達しえたとして失効。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村道改良率39%、舗装率55.7%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通通信体系の整備のための経費ウエイトが下がり、産業振興、高齢者等の保健福祉、生活環境の整備のシェアが増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村道改良率51.2%舗装率68.6%。 ・生活安定と福祉向上。 ・個性ある地域形成(観光入込客数の増加)。 	

過疎要件該当市町村数



※平成24年4月1日現在では、合併により1市町村減少し、775市町村

過疎関係市町村数の推移について

法律名	期間	国勢調査による追加公示の有無		各法施行時点			追加公示団体	卒業団体	各法最終時点		
				全市町村数	過疎関係市町村数	過疎市町村数割合			全市町村数	過疎関係市町村数	過疎関係市町村数割合
過疎地域対策緊急措置法	S45年度～S54年度	S45	S50	S45.5.1			326	100	S55.3.31		33.6%
		○	○	3,280	776	23.7%			3,255	1,093	
過疎地域振興特別措置法	S55年度～H元年度	S55	S60	S55.4.1			39	103	H2.3.31		35.7%
		○	○	3,255	1,119	34.4%			3,245	1,157	
過疎地域活性化特別措置法	H2年度～H11年度	H2	H7	H2.4.1			89	101	H12.3.31		38.1%
		○	○	3,245	1,143	35.2%			3,229	1,230	
過疎地域自立促進特別措置法	H12年度～H21年度	H12	H17	H12.4.1			40	/	H22.3.31		41.6%
		○	×	3,229	1,171	36.3%			1,727	718	
過疎地域自立促進特別措置法(改正法)	H22年度～H32年度	H22	/	H22.4.1			58	/	(参考)H23.10.11		45.1%
		×		1,727	776	44.9%			1,719	775	

■過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用(国勢調査による追加公示について)

- 過疎地域対策緊急措置法(昭和三十五年法律第三十一号(昭四五・四・二四))
第二十三条 この法律は、**昭和四十一年以降において行なわれる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合ごとに、**(省略)過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。
- 過疎地域振興特別措置法(昭和三十五年三月三十一日法律第十九号)
第二十八条 この法律は、**昭和五十一年以降において行われる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合ごとに、**(省略)過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。
- 過疎地域活性化特別措置法(平成二年三月三十一日法律第十五号)
第二十九条 この法律は、**昭和六十一年以降において行われる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合ごとに、**(省略)過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。
- 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年三月三十一日法律第十五号)
第三十二条 この法律の規定は、**平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、**(省略)過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。